



ごあいさつ



司法書士 椎名尚文

今月号のあいわ通信をお届けいたします。

今月号のあいわ通信では、消滅時効援用の手続きと9月13日、14日に開催された全青司札幌全国研修会の参加報告をご紹介します。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。お悩み事などございましたら、お気軽にご相談ください。

今後とも、よろしくお願いいたします。

目次：

ごあいさつ	1
昔の借金について	2
第53回全青司札幌全国研修会	3
手稲山・スキー場コース	4
お客様の声を紹介	5

昔の借金について

今月号では、お客様の声でも紹介しております消滅時効援用の手続きについてご案内いたします。

債務の支払いを様々なご事情でストップしてから、数年あるいは10年以上経過してから多額の損害金を付した請求書が消費者金融や債権回収会社から送られてきたと相談を受けることがあります。

請求してくる債権者はもともと貸付けを行った債権者とは限らず、債権を譲り受けたとして聞いたことのない業者から請求がきたと相談を受けることもあります。

このような場合、債権が時効により消滅している可能性が高いです。消滅時効援用の通知を送ることで、借金を支払う必要がなくなります。

ただし、せっかく消滅時効の期間が満了していても、借金があることを認めてしまうと（たとえば1,000円でも支払ってしまう）、進行した時効期間の計算が振り出しに戻ってしまうことがあります。その結果、消滅時効の手続をとることができなくなってしまいます。

また、支払を猶予するように業者に対してお願いすることも債務の承認となるおそれがあり、時効が更新されて時効期間は振り出しに戻ってしまう可能性があります。

長期間支払いをストップしていた業者から請求書が届いた場合、業者に連絡をする前に、まずは、当事務所にご相談をください。

第53回全青司札幌全国研修会

去る9月13日、14日の2日間にわたって全国青年司法書士協議会の全国研修会が札幌にて開催されました。全国研修会が札幌で開催されるのは20年振りということで、またとない機会であり、初めて全国研修会に参加しました。

札幌全国研修会では、『ひととともに』というテーマを掲げ、基調講演と分科会を通して、司法書士が『ひと』とどう向き合っていくのか、司法書士の仕事の本質とは何か、『ひと』をどうつなげていくのか、相談者や取引先や地域の方々などと『ともに』どのように活動していくべきなのか、司法書士の仕事を通じて地域とどう関与して貢献していくのかという視点で、基調講演や各分科会が開催されました。私は基調講演のほか全部で11ある分科会のうち、第1分科会「アイヌ民族とともに」と第7分科会「司法書士制度と司法制度」に参加しました。

第1分科会は、「アイヌ民族の歴史と現在、そして今後の共生社会のために」をテーマに、地元のアイヌ民族問題を正確に理解をし、その文化・民族としての特徴や、その実情を把握しつつ、正しい知識のもとに、身近にいるアイヌ民族の方々とどのように接していくべきか、共生していく社会について考える機会としたいという趣旨のもと、先住民族であるアイヌ民族とともに過ごしていく未来を考えるという内容でした。アイヌ民族をテーマにした講演でしたが、司法書士業務を行う上では様々なバックボーンを持った方と接する機会があり、今後の司法書士業務を行う上で示唆に富んだ講演でした。

第7分科会は、「司法書士の未来への提言」と題して、平成の司法制度改革によって司法書士に与えられた簡裁代理権についてスポットを当てた研修でした。簡裁代理権そのものを司法書士がどのように活用していくのか、簡裁代理権のほか本人訴訟支援にも視野を広げて、裁判IT化の中で訴訟活動等を通じた司法書士が目指すべき司法書士の役割を考察するものでした。

当事務所は、裁判業務では債務整理事件のご相談を受けることが多く、貸金業者と和解交渉を行い、利息をカットしてもらい分割返済を取りまとめる任意整理、返済が困難な方は個人再生や自己破産の申立書を代理作成して法的整理の支援を行っております。

近年、債務整理事件の処理に関して、司法書士による不適切な事件誘致や事件処理、不当に高額な報酬請求が社会問題になっております。具体的には、高額な報酬や支払代行料の請求、本来であれば破産や個人再生を選択肢として説明すべき依頼者に対し適切な説明を行わず任意整理事件のみを受任する等の依頼者の利益を無視した事件処理、司法書士が依頼者と面談することなく事件を受任するなどの事件処理があげられております。

簡裁代理権の更なる活用も重要な視点ですが、相談を受けることの多い債務整理事件を、依頼者一人一人と向き合い、依頼者の立場に立って誠実に対応することの重要性も全国研修会を通して感じました。当事務所で掲げる5つの方針（相談しやすい事務所であること、依頼を断らない事務所であること、利用しやすい費用体系であること、小さな依頼でも誠実に対応すること、偉くない事務所であること）に立ち返る気づきを与えてくれて、自身の業務を振り返ることができた有意義な2日間でした。



手稲山・スキー場コース

暑い夏も気がついたら終わっており、涼しくなってきたなと感じていたら、先日、大雪山系黒岳と旭岳の山頂付近で初雪が確認されたという報道を見ました。11月には札幌近郊の山でも雪が降り、2か月後にはスキーシーズンが到来します。そこで、気が早いですが、手稲山のスキー場コースから手稲山山頂まで登ってきました。

オリンピアとハイランドを結ぶゴンドラの終点まで車で行くことができ、そこから登山を開始しました。登山を開始してすぐに女子大回転のコース下部に到着します。女子大回転の急斜面を直登している登山者もいましたが、私と小学生の息子にはそんな気力もなく、緩やかなナチュラスコースを通過して山頂を目指すことにしました。途中、シティービュークルーズコースに合流し、そこからは直登して山頂を目指しました。リフトの支柱もペンキが塗り替えられ、草木はきれいに刈られており、スキー場オープンに向けて着々と準備が進んでおりました。シティービュークルーズコースを登ると、札幌の街並みやいつも登る藻岩山が小さく見えました。

10月に入り、札幌近郊の山々は紅葉が進んでいきます。雪が積もるまでの間、運動不足解消のため手稲山や藻岩山の登山を楽しもうと思います。（司法書士 高井和馬）



シティービュークルーズコース

お客様の声を紹介します。

この度は粒米先生に世話をなりました。
当初、知識も無く自らの考えのみで対処しよう
と考えていましたが、粒米先生にご相談して、
この考えでは予想外の不利を被る可能性が
ある事、毎度法的に認められている解決策を
御教示頂き、無事解決に導いていただきました。
お話を素人の私にも丁寧にわかりやすく説明して
下さり、おかげで妙な堅苦しさもなく、落着いて
安心してお任せできました。自身の不甲斐なさ
から生じた問題だったとはいえ、一生この苦しみから
逃がれられないという暗黒な心持ちから解放されま
した。本当にありがとうございました。

【時効援用のご相談】

消滅時効援用の手続をご依頼をいただいたお客様の声を紹介いたします。

借金等でお悩み事がございましたら、お気軽にご相談ください。

あいわ総合司法書士事務所 のご案内

札幌市北区北32条西4丁目1番7号
コウメイビル2階

電話: 011-738-1101

FAX: 011-738-1107

電子メール: takai@aiwas.jp



あいわ総合司法書士事務所

あいわ総合司法書士事務所は
言葉だけではない、

真の「市民のための法律家」

を目指しています。

ホームページもご覧
ください

<https://aiwas.jp/>



事務所ホームページ

あいわ総合司法書士事務所では、「真の市民のための法律家を目指す」という目標を掲げ、以下の5つの方針に基づいた事務所運営を行っています。

相談しやすい事務所であること

電話相談・面談相談とも相談は無料です。また、ご予約頂ければ、夜間や休日の面談相談も行います。

依頼を断らない事務所であること

紹介者がいない・お金にならない・面倒だなどの不当な理由でお断りすることはいたしません。せっかく司法書士事務所を探して連絡したのに断られた、ということを極力無くします。

利用しやすい費用体系であること

費用は低廉であることを旨とします。また、債務整理等の案件では、着手金不要・費用の分割払いも可能です。

小さな依頼でも誠実に対応すること

他人から見れば小さなことでも、当事者は深く悩んでいることがあります。どんな小さな事件でも、お客様の立場に立って、事件解決に向け誠実に対応いたします。

偉くない事務所であること

専門家だからと、お客様に対し、威張ることや居丈高になることなどは論外です。利用する人の目線からの発想を大事にします。そして、事件解決のためには労力を惜しみません。

司法書士紹介

しいな たかふみ
司法書士 **椎名尚文**



札幌司法書士会会員432号
簡裁訴訟代理・法務大臣認定
第143056号
1992年司法書士試験合格
理想の司法書士像 偉くない司法書士

たかい かずま
司法書士 **高井和馬**



札幌司法書士会会員694号
簡裁訴訟代理・法務大臣認定
第843010号
2008年司法書士試験合格
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート札幌支部会員
理想の司法書士像 気軽に相談できる司法書士

つぶらい ゆうすけ
司法書士 **粒来祐介**



札幌司法書士会会員742号
簡裁訴訟代理・法務大臣認定
第943017号
2009年司法書士試験合格
理想の司法書士像 親しみを持てる司法書士